

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条—第3条)

第2節 基本理念等(第4条—第10条)

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等(第11条・第12条)

第2節 景観法に基づく行為の制限等(第13条—第19条)

第3節 眺望遺産(第20条)

第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木(第21条—第26条)

第3章 広告物等の制限

第1節 表示場所等の制限(第27条—第43条)

第2節 監督(第44条—第50条)

第3節 雑則(第51条—第53条)

第4章 良好な景観等の形成の推進

第1節 景観評価委員会(第54条)

第2節 景観整備機構(第55条)

第3節 支援及び表彰(第56条・第57条)

第5章 雑則(第58条)

第6章 罰則(第59条—第62条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、本市の緑豊かな自然、歴史及び文化が調和した景観を保全し、又は創造するため、景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づく良好な景観の保全及び地域の特性を生かした景観の創出のために必要な施策並びに屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「広告物法」という。)の規定に基づく必要な施策を総合的に実施することにより、良好な景観又は優れた眺望景観(以下「良好な景観等」という。)を形成し、風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、景観法又は広告物法の定めるところによる。

(適用上の注意)

第3条 この条例の適用に当たっては、その目的を逸脱して市民の権利を不当に制限することがあってはならない。

2 この条例中広告物の規制に関する部分の適用に当たっては、政治活動の自由その他基本的人権に配慮しなければならない。

第2節 基本理念等

(基本理念)

第4条 良好な景観等は、美しく風格のある景観の形成及び緑豊かな潤いのある生活環境の創造に不可欠なものであることに鑑み、市民共通の財産として、現在及び将来の市民がその恩恵を享受できるよう、その保全及び形成の推進が図られなければならない。

2 良好な景観等は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることに鑑み、公共の福祉の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その保全及び形成の推進が図られなければならない。

3 良好な景観等は、本市の地理的特性に鑑み、行政区域を超えた広域的かつ連続的な景観に配慮し、その保全及び形成の推進が図られなければならない。

4 良好な景観等は、広告物が景観を構成する重要な要素であることに鑑み、広告物に関する施策と総合的かつ一体的に取り組むことにより、その保全及び形成の推進が図られなければならない。

5 良好な景観等は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることに鑑み、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

6 良好な景観等は、観光その他の広域的な交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、本市の活性化に資するよう、市民、事業者、市民及び事業者以外の者であって旅行者その他本市に滞在又は通過する者(以下「来訪者」という。)並びに市により、その保全及び形成の推進に向けて一体的な取組がなされなければならない。

7 良好な景観等の形成は、現にある良好な景観等を保全することのみならず、新たに良好な景観等を創出し、又は活用すること及び良好な景観等を阻害する要因を除去し、又は縮減することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観等の保全及び形成を推進するため、総合的かつ計画的に施策を実施するものとする。

2 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合は、良好な景観等の保全及び形成の推進のために先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市は、良好な景観等の保全及び形成の推進に関し、市民、事業者及び来訪者の意識を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観等の保全及び形成の推進をする主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観等の保全及び形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観等の保全及び形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観の特性に十分配慮し、積極的に良好な景観等の保全及び形成の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観等の保全及び形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(来訪者の責務)

第8条 来訪者は、基本理念にのっとり、本市の景観の特性を理解し、良好な景観等の保全及び形成の推進に積極的に努めるものとする。

2 来訪者は、市が実施する良好な景観等の保全及び形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(諸制度の活用)

第9条 市、市民及び事業者は、良好な景観等の保全及び形成を推進するため、この条例に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令に基づく良好な景観等の保全及び形成の推進に資する諸制度を活用するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第10条 市は、良好な景観等の保全及び形成の推進に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

第2章 景観計画

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の内容)

第11条 市は、市の全域にわたる良好な景観等の保全及び形成の推進に関する基本的かつ総合的な計画として景観法第8条第1項の規定に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

(景観整備重点地区)

第12条 市は、景観計画区域において、当該区域内の地域特性を踏まえ、重点的に良好な景観等の保全及び形成の推進を図る必要があると認める地区を景観計画において景観整備重点地区(以下「重点地区」という。)として定めることができる。

2 市は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における景観法第8条第2項に規定する事項を、景観計画において重点地区ごとに定めることができる。

第2節 景観法に基づく行為の制限等

(届出を要する行為)

第13条 景観法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、同項第1号又は第2号の規定により届出を要する行為に該当する建築物又は工作物の外観に対して3月以上行う照明の設置又は照明方法の変更とする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第14条 景観法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 景観法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定める規模のもの

(2) 景観法第16条第1項第2号に規定する行為(規則で定める工作物に係る行為に限る。)のうち規則で定める規模のもの

(3) 前2号に規定する規模を超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、当該建築物又は工作物の外観の変更に係る部分の面積が当該外観の見付面積(建築物又は工作物を一方向から見たときの垂直投影面積をいう。)の10分の1未満であるもの

(4) 景観法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定める規模のもの

(5) 都市計画法第12条の5に定める地区計画の区域内で行う行為(景観法第16条第7項第10号に規定する行為を除く。)

2 前項第1号、第2号及び第4号の規則で定める規模は、景観計画区域(重点地区を除く。)及び重点地区ごとにそれぞれ定めることができる。

(特定届出対象行為)

第15条 景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、景観法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為とする。

(景観計画への適合)

第16条 景観計画区域において、景観法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第17条 市長は、景観法第16条第1項各号に掲げる行為が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観等の保全及び形成の推進のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告又は命令の手続)

第18条 市長は、景観法第16条第3項の規定による勧告又は同法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ第54条第1項の規定による御殿場市景観評価委員会(以下「景観評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第19条 市長は、景観法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を通知するとともに、意見陳述の機会を与えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により公表をしようとする場合は、前項に規定する意見陳述の機会を付与した結果を付して景観評価委員会の意見を聴くものとする。

第3節 眺望遺産

(眺望遺産の認定等)

第20条 市長は、過去から引き継がれ後世に残すべき良好な眺望を市民共通の財産として残していくため又は新たに創出した良好な眺望を保全し現在及び将来の市民がその恩恵を享受できるようにするため、当該眺望の存する地域又は場所を眺望遺産として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、その認定をしようとする土地の所有者及び景観評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の認定を受けた眺望遺産の眺望環境を保全するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第21条 市長は、景観法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ景観評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観法第27条の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要建造物が同法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、第1項の規定は準用しない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 景観法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地及び建物等の施設の状況を定期的に点検すること。

(景観重要建造物の管理に関する勧告又は命令)

第23条 市長は、景観法第26条の規定に基づき、規則で定めるところにより景観重要建造物の管理に関する勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告に従わない場合又は当該景観重要建造物の滅失若しくは毀損を防ぐために緊急を要する場合は、景観法第26条の規定に基づき、規則で定めるところにより必要な措置を命ずることができる。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第24条 市長は、景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ景観評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観法第35条の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要樹木が同法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、第1項の規定は準用しない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 景観法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(景観重要樹木の管理に関する勧告又は命令)

第26条 市長は、景観法第34条の規定に基づき、規則で定めるところにより景観重要樹木の管理に関する勧告を行うことができる。

2 市長は、前項の勧告に従わない場合又は当該景観重要樹木の滅失若しくは枯死等を防ぐために緊急を要する場合は、景観法第34条の規定に基づき、規則で定めるところにより必要な措置を命ずることができる。

第3章 広告物等の制限

第1節 表示場所等の制限

(禁止地域)

第27条 広告物法第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

(3) 静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域

(4) 御殿場市文化財の保護に関する条例(昭和35年御殿場市条例第12号)第5条の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域

(5) 景観法第19条第1項の規定により市長が指定した景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により市長が指定した景観重要樹木の周囲50メートル以内の地域

(6) 道路(都市計画法第11条第1項第1号に掲げる道路として都市計画に定められたものを含む。)及び鉄道のうち市長が指定する区間

(7) 前号に規定する区間から1,500メートル以内の地域のうち市長が指定する区域

(8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域

(9) 官公署、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項に規定する公立図書館、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館、御殿場市地区コミュニティ供用施設等条例(平成17年条例第18号)第1条に規定する御殿場市地区コミュニティ供用施設等、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、社会教育調査規則(昭和35年文部省令第11号)第3条第13号に規定する体育館並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条第6項に規定する公衆便所の敷地内

(10) 景観計画に定める重点地区のうち規則で定めるもの

(禁止物件)

第28条 広告物法第3条第2項の規定に基づき、次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋

(2) 垣、柵、擁壁その他これらに類するもの

(3) 街路樹、路傍樹又は都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹若しくは保存樹林

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第14号に規定する信号機、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項に規定する道路の附属物その他これらに類するもの

(5) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号に規定するパーキング・メーター

(6) 消防法(昭和23年法律第186号)第18条に規定する火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台

(7) 道路法施行令別表に規定する郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所及び路上に設ける変圧器

(8) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(9) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

(10) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物又は水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設その他これらに類するもの

(11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 貼り紙

(2) 貼り札その他これに類する広告物

(3) 広告旗

(4) 立看板等

(許可地域)

第29条 広告物法第4条の規定に基づき、禁止地域に含まれない地域又は場所のうち規則で定める地域又は場所(以下「許可地域」という。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき(前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されているものを除く。)は、市長の許可を受けなければならない。

(適用除外)

第30条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。

(1) 法令(本市又は静岡県条例を含む。)の規定により表示する広告物又は設置する掲出物件
(2) 国又は地方公共団体等が表示する広告物又は設置する掲出物件(第28条第1項第3号、第5号から第8号まで又は第11号に掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件及び電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示する広告物又は設置する掲出物件で、同条第3項各号に掲げるものを除く。)で、公益上必要と認められるもののうち規則で定める基準に適合するもの

(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく選挙運動のために使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

(4) 公益上必要な施設又は物件のうち市長が指定するものに寄贈者名等を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 水道管、下水道管、送電線、電話線、ガス管その他の地下に埋設された公共的な施設を管理するため、道路の路面に表示する広告物

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第27条及び前条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件(以下「自家広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の所有し、及び管理する土地、物件又は建築物に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は設置する掲出物件

(5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は設置する掲出物件

(6) 電車又は乗合自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(7) 人、動物、車両(電車又は乗合自動車を除く。)、船舶等に表示する広告物

(8) 国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

(9) 自治会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する掲示板で、規則で定める基準に適合するもの及びこれに表示する広告物

(10) 第28条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件(以下「簡易広告物等」という。)で、営利を目的としないもののうち次に掲げる事項のいずれかを表示するためのものとして規則で定める基準に適合するもの

ア 営利を目的としない宣伝、集会、行事、催し物等

イ 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事、催し物等

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第28条第1項の規定は、適用しない。

(1) 第28条第1項第8号、第9号又は第10号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、第28条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

4 自家広告物等又は電車若しくは乗合自動車に表示する広告物で、第2項第1号又は第6号の規定による規則で定める基準に適合しないものについては、市長の許可を受けてこれらを表示し、又は設置する場合に限り、第27条の規定は、適用しない。

5 自家広告物等である簡易広告物等のうち規則で定める基準に適合する広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、当該広告物又は掲出物件に限り、前条又は前項の許可を要しない。ただし、規則で定める基準に適合しないときは、この限りでない。

6 道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的として表示する広告物又は設置する掲出物件については、市長の許可を受けてこれらを表示し、又は設置する場合に限り、第27条の規定は、適用しない。

(禁止地域、許可地域又は禁止物件の適用に変更があった場合の特例)

第31条 一の地域又は場所が禁止地域となった際現にその地域内において第29条の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件については、当該地域又は場所が禁止地域となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合にあつては、30日間)は、第27条の規定にかかわらず、引き続き許可地域に存するものとみなし、これらを表示し、又は設置することができる。

2 一の地域又は場所が禁止地域又は許可地域となった際現にその地域内において適法に表示している広告物又は設置している掲出物件(第29条の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を除く。)について

は、当該地域又は場所が禁止地域又は許可地域となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合にあっては、30日間)は、第27条又は第29条の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

3 一の広告物又は掲出物件が禁止物件となった際現にその物件に第29条又は第30条第4項若しくは第6項の許可(以下「表示等の許可」という。)を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件については、当該掲出物件が禁止物件となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合にあっては、30日間)は、第28条の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。

4 一の広告物又は掲出物件が禁止物件となった際現にその物件に適法に表示している広告物又は設置している掲出物件(表示等の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を除く。)については、当該物件が禁止物件となった日から起算して3年間(当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合にあっては、30日間)は、第28条の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。
(禁止広告物等)

第32条 広告物法第3条第3項の規定に基づき、次に掲げる広告物又は掲出物件は、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく破損し、又は老朽したもの
 - (2) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (3) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
 - (4) 交通の安全を阻害するもの
- (許可の申請)

第33条 表示等の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の職及び氏名
- (2) 広告物又は掲出物件の種類
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所
- (4) 表示の内容
- (5) 形状、面積、材料及び構造
- (6) 色彩、意匠その他表示の方法
- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該広告物又は掲出物件が簡易広告物等である場合は、市長は、その一部を省略させることができる。

- (1) 案内図
 - (2) 仕様書又は設計図
 - (3) 色彩及び意匠を表す図面
 - (4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める図書
- (許可の基準)

第34条 市長は、前条に規定する申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が規則で定める基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより当該表示等の許可をしなければならない。

2 市長は、表示等の許可の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより当該広告物の表示又は掲出物件の設置を不許可とするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、良好な景観等の保全及び形成の推進に著しく寄与していると認められる広告物若しくは掲出物件又は良好な景観等の保全及び形成の推進を著しく阻害する広告物若しくは掲出物件のうち、景観評価委員会の議決を経た広告物の表示又は掲出物件の設置を別に許可し、又は不許可とするものとする。

(許可の条件)

第35条 市長は、良好な景観等を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、表示等の許可に条件を付することができる。

(許可の期間)

第36条 表示等の許可の期間は、5年以内の規則で定める期間とする。ただし、簡易広告物等に係るものについては、1年以内の規則で定める期間とする。

2 前項の許可を受けた者が許可の期間を更新しようとするときは、許可の期間が満了する前に規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、許可の期間を更新しようとする広告物又は掲出物件が第34条第1項の基準に適合しないことその他許可の期間を更新しないと認めるに足る相当の理由があるときは、規則で定めるところにより許可の期間の更新を不許可とするものとする。

4 第1項の規定は、第2項に規定する許可の期間の更新について準用する。

5 市長は、表示等の許可を受けた者に対し、第1項に規定する期間が満了する前に規則で定めるところにより許可の期間が満了する旨を通知するものとする。

6 第1項の許可の期間の満了の日までに許可の期間の更新の申請があった場合において、その申請について許可の期間の更新の許可又は不許可の通知があるまでの間は、当該申請に係る同項の許可は、当該許可の期間の満了後も、なおその効力を有する。

7 前項の場合において、許可の期間の更新が許可されたときは、当該許可の期間の更新に係る第1項の許可の期間は、従前のその許可の期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可)

第37条 表示等の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請に係る広告物又は掲出物件が第34条第1項の基準に適合しないことその他変更を許可しないと認めるに足る相当の理由があるときは、規則で定めるところにより不許可とするものとする。

3 第34条及び第35条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の表示)

第38条 表示等の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票を貼付しなければならない。ただし、簡易広告物等に係るものについては、規則で定める許可の証印の押印をもってこれに代えることができる。

(管理義務)

第39条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他の必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者の設置義務)

第40条 表示等の許可を受けて、堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件のうち規則で定めるものを表示し、又は設置する者(以下「堅ろうな広告物等の設置者」という。)は、これらを管理する者(以下「堅ろうな広告物等の管理者」という。)を置かなければならない。

2 堅ろうな広告物等の管理者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 屋外広告業者(静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号。以下「県条例」という。)第25条の2第1項の規定によりその営業の全部又は一部の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過していない者を除く。)

(2) 県条例第24条第1項各号のいずれかに該当する者

(管理者等の届出)

第41条 堅ろうな広告物等の設置者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、堅ろうな広告物等の管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該管理者が法人である場合にあっては、その代表者の職及び氏名を市長に届け出なければならない。堅ろうな広告物等の管理者を変更したときも、同様とする。

2 表示等の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者(以下「設置者」という。)に変更があったときは、新たに設置者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者又は堅ろうな広告物等の管理者は、その氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該管理者が法人である場合にあっては、その代表者の職及び氏名を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 設置者又は堅ろうな広告物等の管理者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(除却義務等)

第42条 設置者は、許可の期間が満了したとき若しくは第46条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置の必要がなくなったときは、当該除却を要する時(以下「除却を要する時」という。)から起算して30日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第31条又は附則第3項若しくは第4項に規定する広告物若しくは掲出物件(附則第3項又は第4項に規定する広告物又は掲出物件にあっては、附則第5項に規定する市長の認定を受けている広告物又は掲出物件を除く。)について、第31条又は附則第3項若しくは第4項の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第6項の許可を受けた広告物又は掲出物件について、除却を要する時(第46条の規定により許可が取り消されたときを除く。以下この項において同じ。)までに、当該広告物の設置者から規則で定める誓約書が提出されたときは、除却を要する時から起算して6月は引き続き掲出物件の一時的な設置を認めるものとする。

3 第1項の規定により表示等の許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分、手続等の効力)

第43条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に変更があったときは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となったものがしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となったものに対してしたものとみなす。

第2節 監督

(措置命令等)

第44条 市長は、第27条から第29条まで若しくは第32条の規定に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。第42条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者に対しても、同様とする。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上上の期限を定め、その期限までに除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(違反広告物等である旨の表示)

第45条 市長は、第27条から第29条まで、第32条若しくは第42条第1項の規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されているときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件に、この条例に違反している旨の表示をし、又は当該職員に当該表示をさせることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により広告物又は掲出物件の除却を命じられた者が、特別の理由がなく、当該命令に付された除却すべき期間を経過してもなお除却しないときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件に、当該命令に違反している旨の表示をし、又は当該職員に当該表示をさせることができる。

(許可の取消し)

第46条 市長は、表示等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第35条(第37条第3項において準用する場合を含む。)の許可の条件に違反したとき。

(2) 第37条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第44条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたと認められるとき。

(報告及び立入検査)

第47条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、広告物及び掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(保管した広告物等の公示事項等)

第48条 広告物法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した広告物又は掲出物件(以下「保管広告物等」という。)の種類、形状及び数量

(2) 保管広告物等の放置されていた場所

(3) 保管広告物等を除却した日時

(4) 保管広告物等の保管を始めた日時

(5) 保管広告物等を保管した場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するために市長が必要と認める事項

2 広告物法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(広告物法第7条第4項の規定により除却された広告物については、1週間)公告すること。

(2) 広告物法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公告の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名又は名称及び住所又は所在地を知ることができないときは、本市が発行する広報紙又は市がインターネット上に公開するホームページに掲載すること。

3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定めるところにより一覧簿を備え付け、これをいつでも自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の売却の手続)

第49条 広告物法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 広告物法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

2 広告物法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

る。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 3 広告物法第8条第3項の規定による保管広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められるものについては、随意契約により売却することができる。
- 4 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、当該入札の期日から起算して少なくとも15日前までに、当該保管広告物等の種類、形状、数量その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。
- 5 市長は、第3項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に参加させようとする者を原則として3人以上指名し、かつ、それらの者に当該保管広告物等の種類、形状、数量その他市長が必要と認める事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 6 市長は、第3項ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(広告物等の返還の手続)

第50条 市長は、保管広告物等(広告物法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。以下同じ。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名又は名称及び住所又は所在地を証するに足りる書類の提示その他の方法によってその者が当該保管広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

第3節 雑則

(景観評価委員会の意見の聴取)

第51条 市長は、次に掲げる事項について、あらかじめ、景観評価委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第27条第6号及び第7号並びに第30条第1項第4号の規定による指定並びにその指定の変更及び解除
- (2) 第30条第1項第2号及び第4号、第2項第1号から第3号まで、第6号、第9号及び第10号並びに第3項第1号並びに第34条第1項に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止

(指定等の告示)

第52条 市長は、第27条第6号及び第7号並びに第30条第1項第4号の規定による指定をするときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は解除するときも、同様とする。

(補助金)

第53条 市長は、広告物又は掲出物件の是正を促進し、又は良好な景観等の保全及び形成の推進を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

第4章 良好な景観等の形成の推進

第1節 景観評価委員会

(景観評価委員会の設置)

第54条 第18条、第19条第3項、第20条第2項、第21条第1項、第24条第1項、第34条第3項、第51条、次条及び第57条第3項によりその事務とされた事項その他市長が必要と認める事項を処理させるため、景観評価委員会を置く。

- 2 景観評価委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、景観に関し知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、景観評価委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 景観整備機構

(景観整備機構の指定)

第55条 市長は、景観法第92条第1項の規定により景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ、景観評価委員会の意見を聴くものとする。

第3節 支援及び表彰

(支援)

第56条 市長は、良好な景観等の保全及び形成の推進に寄与すると認める活動を行う個人又は団体並びに景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者及び管理者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的支援、財政的支援、その他必要な支援を行うことができる。

(表彰)

第57条 市長は、良好な景観等の保全及び形成の推進に寄与していると認める建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

- 2 市長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観等の保全及び形成の推進に著しく寄与していると認める個人又は団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の表彰を行うために必要と認めるときは、景観評価委員会の意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第58条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第59条 第44条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条から第29条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第37条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更した者
- (3) 第42条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

第61条 第47条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に県条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例第5条又は第6条第4項若しくは第5項の許可を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件(県条例第6条第5項の許可にあっては、静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(平成25年静岡県規則第51号)附則第2項の規定の適用を受けて表示している広告物又は設置している掲出物件を含む。以下「県条例適合広告物」という。)であって、この条例の規定を適用した場合に表示し、又は設置することができなくなるもの(簡易広告物等を除く。以下「既存不適格広告物」という。)に係る表示等の許可については、施行日から起算して3年間は、施行日の前日における県条例第5条、第6条第4項又は平成25年9月30日における県条例第6条第5項の許可の基準をそれぞれ表示等の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。ただし、この条例の施行後において、当該広告物又は掲出物件を変更する場合(第37条第1項ただし書の規則で定める軽微なものである場合を除く。)は、この限りでない。
- 4 この条例の施行の際現に適法に表示している広告物又は設置している掲出物件(県条例適合広告物を除く。)であって、施行日以後表示し、又は設置することができなくなるもの(簡易広告物等を除く。以下「既存不適格広告物」という。)については、施行日から起算して3年間は、この条例の規定にかかわらず、引き続きこれらを表示し、又は設置することができる。ただし、この条例の施行後において、当該広告物又は掲出物件を変更する場合(第37条第1項ただし書の規則で定める軽微なものである場合を除く。)は、この限りでない。
- 5 市長は、改修、移転又は除却が容易でない既存不適格広告物又は既存不適格広告物であって、前2項に規定する期間内に規則で定めるところにより改善計画を作成し、市長の認定を受けている広告物又は掲出物件について、当分の間、施行日の前日における県条例第5条、第6条第4項又は平成25年9月30日における県条例第6条第5項の許可の基準により許可することができる。
- 6 施行日に行われる第27条第6号及び第7号並びに第30条第1項第4号の規定による指定並びに第30条第1項第2号及び第4号、第2項第1号から第3号まで、第6号、第9号及び第10号並びに第3項第1号並びに第34条第1項に規定する基準の設定については、第51条の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(申請手数料の免除)
- 8 市長は、この条例の施行の日から起算して3年以内にこの条例の規定に適合させた既存不適格広告物又は既存不適格広告物であって表示面積が50平方メートル未満のものについて、当該規定に適合後に行う最初の表示等の許可の申請又は第36条第2項の許可の期間の更新に関する申請に係る手数料(条例の規定に適合させた既存不適格広告物又は既存不適格広告物に係る手数料に限る。)を規則で定めるところにより免除することができる。
(御殿場市手数料条例の一部改正)
- 9 御殿場市手数料条例(昭和58年御殿場市条例第39号)の一部を次のように改正する。
別表中「静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)第4条第3項第2号から第4号まで」を「御殿場市総合景観条例(平成25年御殿場市条例第46号。以下「総合景観条例」という。)第28条第3項第2号から第4号まで」に改め、同表備考第7項第1号中「静岡県屋外広告物条例第5条、第6条第4項若しくは第5項の許可又は第12条第2項」を「総合景観条例第29条、第30条第4項若しくは第6項の許可又は第36条第2項」に改め、第2号中「静岡県屋外広告物条例第13条第1項」を「総合景観条例第37条第1項」に改める。